

個人型 DC の日本版 IRA 化と企業型 DC の日本版 SIMPLE IRA 創設！ DC での投信保有増で投信残高底上げと株高に寄与を期待 !!

三菱 UFJ 国際投信株式会社 チーフファンドアナリスト 松尾 健治 (まつお けんじ)

- 2016年に確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(以下、DC改正法案)が成立すると、個人型DCの対象増で「日本版IRA (Individual Retirement Accounts)」と呼べるようになり、企業型DCに中小企業向け簡易型DC、「日本版SIMPLE IRA」が創設できる見込みである。元本確保型商品提示義務も無くなる見込みで、以上より、DCの拡大とDCでの投信保有の増加が期待され、投信残高底上げと株高にも寄与しそうだ。
- 米国では多くの制度改正で多様なDCが誕生、特にIRAは幅広い年金の受け皿として401k等よりも拡大している。IRAや401k等DCが拡大、DCによる投信保有が増加、株高に寄与、この四半世紀で米投信は日本の投信を大きく引き離れたと思われる。日本の投信はNISAと共に、DCによっても、米国から大きく遅れた分を取り戻したいものである。

DC 大改正で個人型 DC が日本版 IRA 化、企業型 DC に日本版 SIMPLE IRA 創設、そして、元本確保型商品提示義務が無くなることで DC での投信保有増加期待

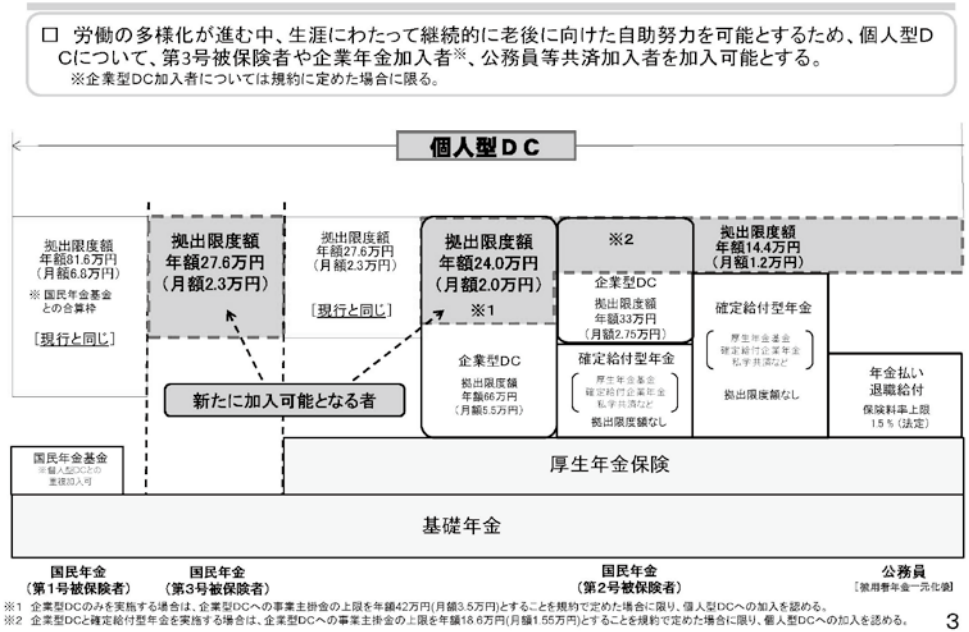
「確定拠出年金 (DC) 制度始まって以来の大改正」と言われる DC 改正法案の成立が待たれている。正確には「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」のことで、2015年9月3日に衆院で多くの野党議員からも賛成されて可決している。だが、参院厚生労働委員会で審議時間が確保できず、国会は9月27日に閉会、同法案は「閉会中審査」となった。DC 改正法案は与野党対立法案では無いので、審議時間が確保できれば可決する可能性は高いものの、同法案よりも優先される「労働基準法等の一部を改正する法律案」も「閉会中審査」となっていることや、秋の臨時国会が見送られる可能性もあるので、DC 改正法案の成立は2016年1月開会の通常国会まで待つ必要があるようだ。

この DC 改正法案が成立すれば、2017年1月から個人型 DC の対象が約 4000 万人から約 6700 万人まで増える見込みだ (* 企業型 DC 加入者、確定給付型年金加入者、公務員及び第 3 号被保険者 / 専業主婦が増える~図表①・②参

照)。個人型 DC は現在、個人型 401k とも呼ばれているが、この改正で、米国の IRA に近づくこととなり、日本版 IRA 化していると言えそうだ (* 米国の IRA については後述する)。

DC 改正法案が成立すると、さらに企業型 DC で、中小企業 (従業員 100 人以下) を対象に設立時書類を半分以上にし、行政手続きを金融機関に委託可能とする「簡易型 DC 制度」が同法公布後 2 年以内に創設される見込みである。米国の SIMPLE IRA に似たもので、日本

図表① 個人型DCの加入可能範囲の拡大



図表② 日本の個人型DC、日本の企業型DC、NISA

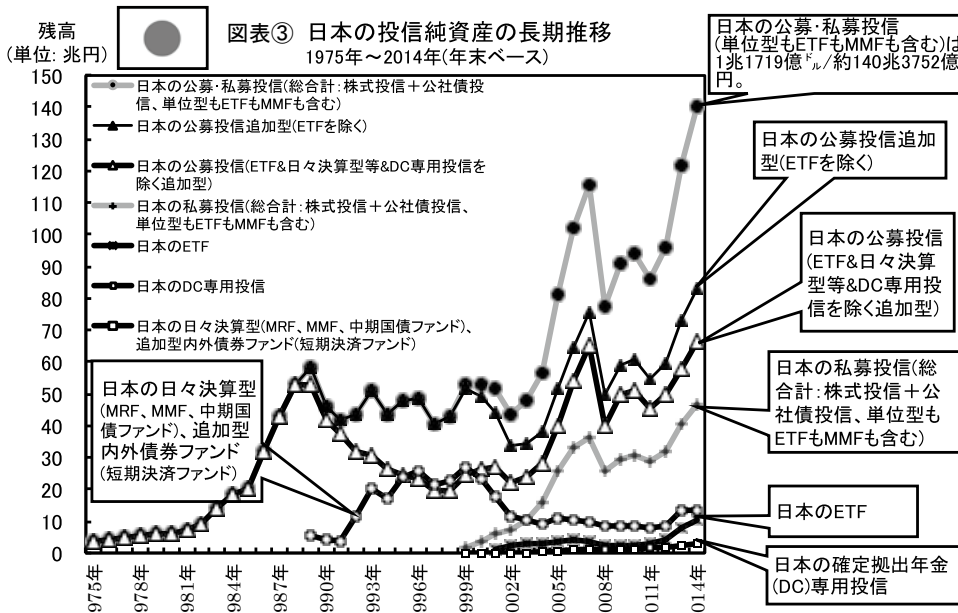
2015年9月30日

項目	個人型DC (個人型401k)	企業型DC (企業型401k)	NISA(少額投資非課税制度) (日本版ISA)
制度を利用可能な者	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員 ③企業型年金の加入者*、公務員等共済加入者・専業主婦/夫等第3号被保険者(2017年1月以降の見込み) *規約に定めた場合。	企業型年金規約の承認を受けた企業の従業員(国民年金第2号被保険者)、60歳未満。	20歳以上の居住者等
非課税対象	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除)、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、受取時実質非課税(年金控除)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除)、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、受取時実質非課税(年金控除)	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税
非課税投資枠	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等…年81.6万円(月6.8万円)を上限 *国民年金基金の限度額と枠を共有 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員…年27.6万円(月2.3万円)を上限 ③企業型年金の加入者*…他に企業年金がない場合年24万円/ある場合年14.4万円、公務員等共済加入者…年14.4万円、専業主婦/夫等第3号被保険者…年27.6万円(2017年1月以降の見込み) *加入が可能であることを規約に定め、加入者がマッチング拠出を行っていない場合。企業型DCの拠出限度額は上記の個人型DCの拠出限度額相当分だけ引下げとなる。	他に企業年金がない場合、年60.0万円(月5.5万円)を上限。個人型DCにも加入する場合、年42万円に引下げ。 他の企業年金がある場合、年33.0万円(月2.75万円)を上限。個人型DCにも加入する場合、年18.6万円に引下げ。 規約に定めれば、会社からの拠出に加えて個人の拠出も可能(マッチング拠出)個人の拠出額は会社拠出額と同額まで、かつ合算して上記限度額まで。毎月拠出が必要(ボーナス時のみの一括拠出は不可)。拠出額の変更は年1回。 規約に定めれば個人型DCへの加入も可能(マッチング拠出不可)。	年120万円(2016年分から一現行年100万円)ロールオーバーも可能 *累積非課税投資額600万円以上(一現行では、毎年、新規投資額で100万円を上限 *累積非課税投資額上限500万円)。
投資可能期間	10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61~65歳まで	10年以上、60歳まで。 規約に定めれば最大65歳まで引き上げ可(2014年1月以降)。60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61~65歳まで。	10年間(2014年~2023年)
非課税期間	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	投資した年から最長5年間
途中売却	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61~65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61~65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は不可(→出来る様に金融庁が要望中)
損益通算	不可	不可	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	一人一口座	一人一口座	一人一口座
導入時期	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *個人型は2002年1月から実施	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *2012年1月からマッチング拠出の開始	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)
加入者数	約21万人/日本の全労働力人口に対する比率0.3% (2015年3月末現在)	約505万人/日本の全労働力人口に対する比率7.7% (2015年3月末現在)	921万人/20歳以上人口の8.8% (2015年6月末現在)

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会・国税庁より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

版 SIMPLE IRA と言えそうである (*SIMPLE IRA についても後述する)。確定給付型年金(DB)で「簡易な基準に基づくDB」(加入者数500人未満)が存在しているが(DB創設時より)、そのDC版とも言えるものである。

加えてDC改正法案にはDCの運用方法について「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」を現行の「一つ以上の元本確保型商品の提供(提示義務)」から「元本確保型商品を含めたリスク・リターン特性の異なる運用商品から、3つ以上の運用商品が適切に加入者に提示」(*義務ではなく、加入者の意思が適切に反映される労使合意によるもの)にすることも含まれている。米国のデフォルト商品ほどリスク資産に向かうものではないものの、米国と同様、DCによる投信保有増加効果を持つものである(*米国のデフォルト商品については後述する)。



(出所: 日本の投信協会とMorningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

日本のDCは、今から14年前の2001年10月に施行された確定拠出年金(日本版401k)法で企業型DCがまず導入されて、2002年1月から個人型DCも開始された。導入後十数年が経過しているが、2015年3月末現在、企業型DCの加入者は約505万人で、個人型DCの加

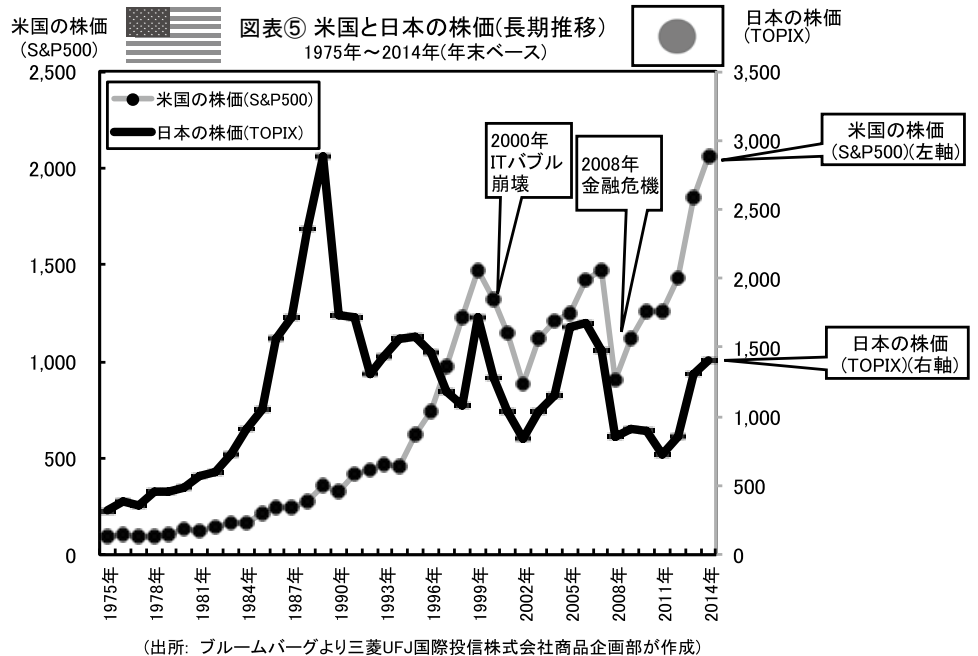
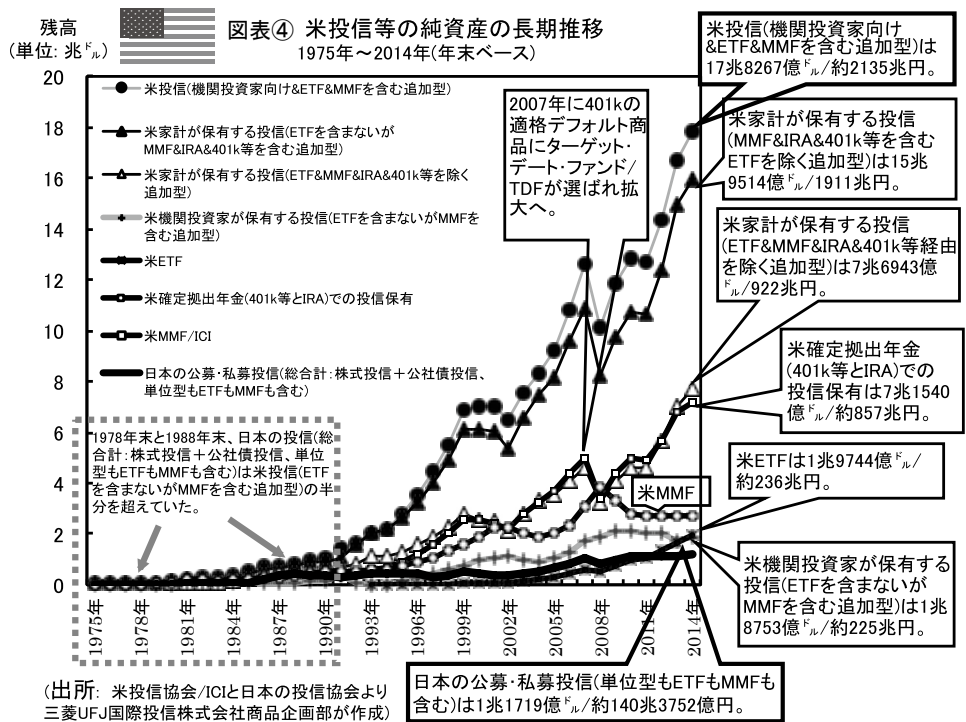
入者は約 21 万人にとどまっている。企業型 DC 約 505 万人は民間サラリーマン（除く公務員等）の 14.0% で全労働力人口に対する比率は 7.7%、個人型 DC の約 21 万人は自営業者等の 1.2% で全労働力人口に対する比率は 0.3% である。

米国の IRA は、2014 年半ば現在、全家計の 33.7% となっている（*401k 等以外で何らかの IRA に加入している家計の比率）。また、日本でも、2014 年 1 月から始まったばかりの少額投資非課税制度（NISA）の加入者（口座開設者）は 2015 年 6 月末現在、約 920 万人いて、20 歳以上人口の 8.8% で個人株主数の延べ人数の 20.0% にもなっている。非課税期間や所管官庁の違い（*DC は厚生労働省、NISA は金融庁）はあるものの、同じ個人向けの投資非課税制度であり、やはりこの差は大きい。

DC の運用方法についてだが、現在、「あらかじめ定められた指定運用方法（いわゆるデフォルト商品による運用）」で「一つ以上の元本確保型商品の提供（提示義務）」もあり、元本確保型商品が約 6 割を占めている。以上を背景に、DC 専用投信も、一般の投信の伸びに比べて伸び悩んでいる（図表③参照）。

四半世紀で米国の投信に規模で大きな遅れをとった日本の投信

日本における DC による投信保有の伸び悩みは投信全体にも関わる。日本の投信は米国の投信に規模で大きな遅れをとっているが、要因に DC による投信保有の伸び悩みがあると思われる。2014 年 12 月末現在、日本の投信残高は 1 兆 1719 億^{ドル} / 約 140 兆 3752 億円と、米国の投信の残高 17 兆 8267 億^{ドル} / 約 2135 兆円の 15 分の 1 弱となっている（図表③・④参照、*日本の投信：単位型も ETF も MMF も含む公募・私募投信、米国：機関投資家向け & ETF & MMF を含む追加型投信）。日本の人口が米国の人口の約 2.5 分の 1 であることを差し引いて



も、日本の投信残高は米国の 6 分の 1 近くである。しかし 1978 年や 1988 年には 2 分の 1 近くであった。一人当たり投信残高で見ると、ほぼ同じ規模だったとも言える。それが、この四半世紀で日本は米国に大きな遅れをとったのである。

米国の投信に大きな遅れをとった要因に自国株価の値上がり・値下がり

日本の投信が米国の投信に規模で大きな遅れをとった要因として自国株価の値上がり・値下がりも大きい（図表⑤参照）。一人当たり投信残高で日米がほぼ同じだった 1988 年末の米国の株価（S&P500）は 277.72 で、2014

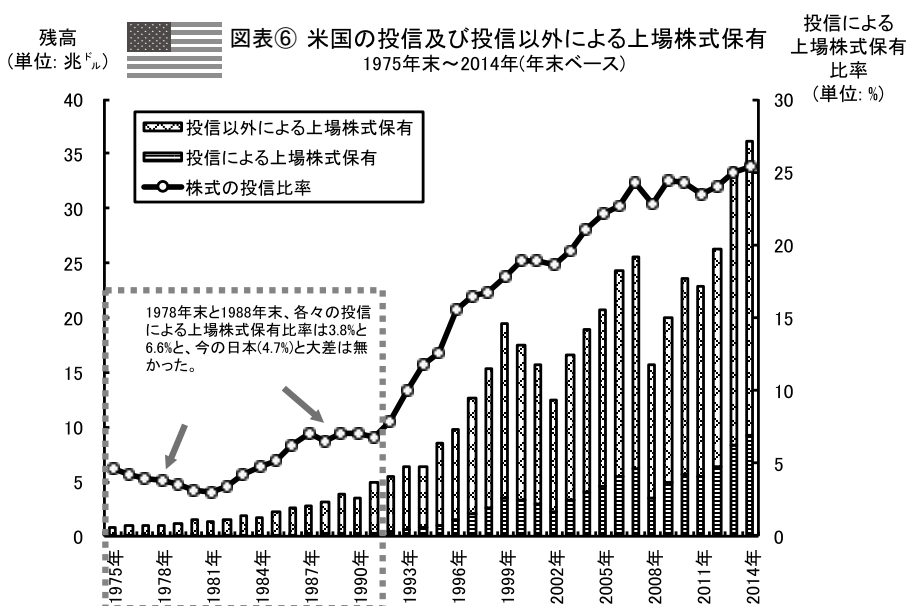
年末が 2058.90 なので 7.4 倍に拡大した。一方で、1988 年末の日本の株価 (TOPIX) は 2357.03 で、2014 年末が 1407.51 なので 0.6 倍に縮小した。仮に投信が 100% 自国株投資のみであれば日米で 12 倍近くの格差となり、投信が 50% 自国株投資であっても日米で 6 倍近くの格差となる (* 実際の格差に近くなる)。なお、円高で日本の投信規模は大きくなるが、1988 年末 1ドル = 125.05 円 → 2014 年末 1ドル = 119.78 円と、それほど変わっていない。

米国では DC の寄与もあり、上場株式の 25.4% が投信に保有されるようになったが、日本では上場株式の 4.7% しか投信に保有されていない

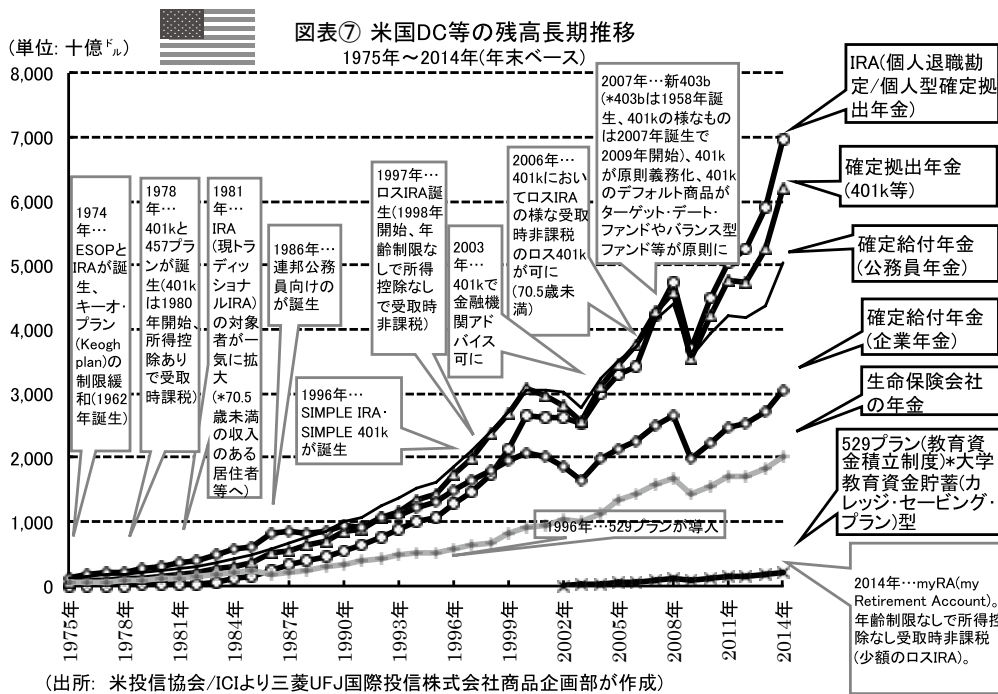
日本の投信が米国の投信に規模で大きな遅れをとった要因として自国株価の値上がり・値下がりもあるが、DC による投信保有の差そのものが自国株価の値上がり・値下がりに影響を与えている可能性がある (図表⑥参照)。DC が拡大、そこでの投信保有が大幅に増え、このことが自国株価の値上がりに寄与し、さらなる投信規模拡大要因になっていることである。DC は米国では 59.5 歳まで原則として途中引き出し不可のため (* 日本では 60 歳まで)、DC が拡大する限り、解約による株式売りは抑制され、積立投資を中心に投資が増えていくこととなるのだ。

米国の上場株式の時価総額は 2014 年末現在、約 36 兆ドル (約 4300 兆円) で、うち、投信が約 9 兆ドル (約 1100 兆円) と 25.4% も保有しているのは、こうした DC による投信保有の寄与も大きい (出所: FRB)。日本の上場株式の時価総額は 2014 年末現在、約 525 兆円と米国の 8 分の 1 弱でしかなく、うち、投信は 25 兆円と 4.7% しか保有していない (出所: 日本銀行)。

ただ、米国でも、1978 年末と 1988 年末における、各々の投信による上場株式保有比率は 3.8% と 6.6% と、今の日本 (4.7%) と大差は無かったのである (図表⑥参照)。



図表⑥ 米国の投信及び投信以外による上場株式保有 1975年末~2014年(年末ベース)



図表⑦ 米国DC等の残高長期推移 1975年~2014年(年末ベース)

米国で投信による上場株式保有比率が 10% 以上となるのは 1993 年であり、20% 以上となるのは 2004 年である。1990 年代後半から急拡大している要因に、DC による投信保有増加、及び、それによる自国株価の値上がり寄与していると思われる。

米国 DC が拡大してきた道、日本 DC の拡大する道

米国で DC というと、民間サラリーマン向けの 401k プラン (1978 年誕生、1980 年 1 月開始) が有名であるが、他に、公務員等向けの 457 プラン、連邦公務員向けの TSP (The Thrift Savings Plan)、公立学校従業員等向け

の 403b プラン、自営業者向けのキーオ・プラン (Keogh plan) がある (後述)。そして、1974 年に誕生した従業員持株プランの ESOP (Employee Stock Ownership Plan) と個人退職勘定の IRA (Individual Retirement Accounts) がある。

IRA は誕生当時、退職者や自営業者のためのものだった (* 企業年金加入者に適用されなかった)。だが、1981 年以降、対象者を拡大し、制度も改正に改正を加え、多様な IRA を誕生させ、幅広い年金の受け皿となった。IRA の残高は 2014 年 12 月末に 7 兆 4430 億ドル (約 892 兆円) と、確定給付年金 (企業年金) の 3 兆 2000 億ドル (約 383 兆円) の 2.3 倍、ずっと残高で負けていた 401k 等をも 2007 年から上回り続けているのだ (図表⑦参照)。

なお、米国内国歳入庁 /IRS や米国投信協会 (ICI) などは DC を職域 DC と見なし、IRA を DC から切り離し (区別し) 説明しているが、IRA も個人向けの DC であり、SIMPLE IRA のような職域 DC もある。SIMPLE IRA は他の退職プランとの並列はできないが、それが可能である SIMPLE 401k というものもある。いずれにしろ、IRA と 401k 等の区別はかなり曖昧で多様であることから、以降では、IRA と 401k 等をデータ上、区別せずに、IRA も DC として見ている。

IRA を含む DC の資金の 45.1% が投信に向かっているのである (2014 年末)。IRA を含む DC での投信保有額は 2014 年末に 7 兆 1540 億ドル / 約 857 兆円で、DC (401k や IRA 等) 以外での投信保有額は 2014 年末に 8 兆 6983 億ドル / 約 1042 兆円となっている。

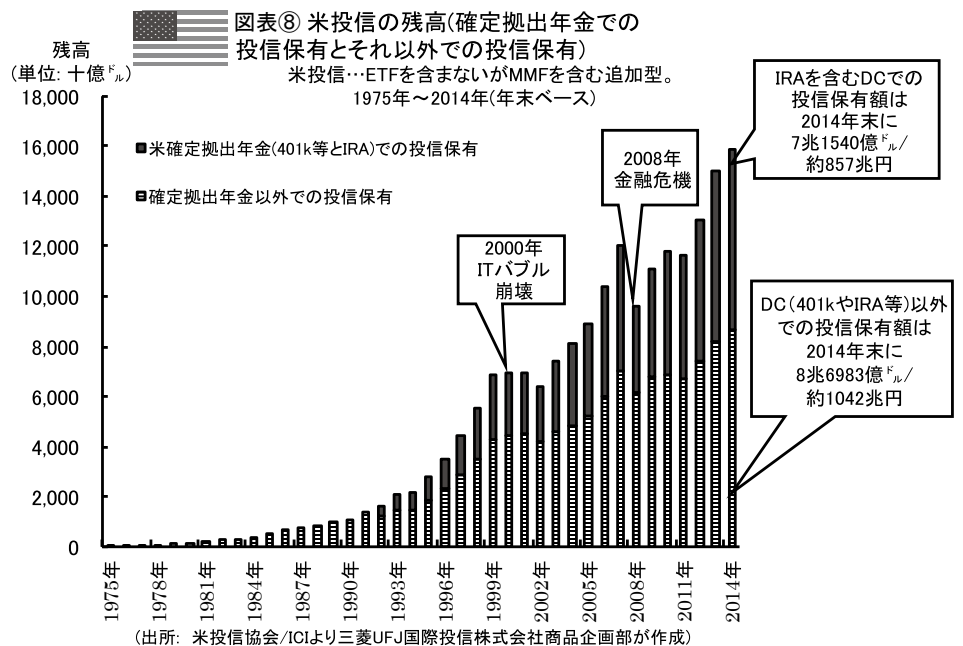
米国で DC が大きく拡大し、投信保有が増加した背景には、次頁表の通り米国政府・議会の制度改革がある。

以上の米国 DC に比べて、日本では、まだまだ不十分な面も多い。だが、近付いているのは間違いのない所である。特に現在、日本で成立を待つ DC 改正法案の日本版 IRA 化により、今後は大きく米国に近づくことになる。これは 1981 年に米国で IRA (現トラディショナル IRA) の対象者を一気に拡大させ、その後の DC 拡大に一役買ったことを彷彿させる。先述通り、十数年の歴史を持ちながら約 21 万人しかいない個人型 DC が、2 年も経過していない NISA (約 920 万人) に大きく出遅れている要因もか

なり緩和されよう。今後は転職・退職の時もスムーズになり、さらに、対象者数の少なさによる採算上の問題から人材等を使いにくかった金融機関も、人材等を投入できるようになることが期待できる。

また、既に米国では可能となっている金融機関による投資アドバイスは、依然として日本ではまだできないもの (加入者教育等サポートまでしかできない)、日本で現在、拡大している「職場積立 NISA」(*2015 年 9 月 24 日付日本経済新聞朝刊によると 180 社前後まで拡大) では、外務員登録をしている担当者ならアドバイスを提供できるため、DC を補完することが期待されている (2015 年 1 月 26 日付当社ホームページ「日本版 ISA の道 その 88: 確定拠出年金 (DC) が NISA と共に拡大へ! ~ 税制改正大綱で個人型 DC が拡充、厚年基金解散加速や職域 NISA (職場積立 NISA) の補完で企業型 DC が拡大する可能性」~ <https://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150126.pdf>)。

2015 年 10 月 2 日に日銀が発表した「生活意識に関するアンケート調査」によると、日本の物価は現状・予想とも、8 割超の人が「上がった」もしくは「上がる」という認識である。一方で、日本の公的年金は 2015 年 4 月から「マクロ経済スライド」が発動、年金の減額可能性が高まっている。インフレの進行に加え年金減額となると、実質的な生活環境は厳しくなるだろう。このような中、DC が拡大、拡大した DC により投信保有が増加、株高の一因にもなり、DC の非課税効果も加わり、国民の資産形成が促され、老後不安解消はもはや必要なこととも言えるだろう。そのためにも、さらなる DC 制度改革や DC 拡充を期待してやまない。



- ・1974年…ESOPとIRAが誕生、キーオ・プラン（Keogh plan）の制限緩和（1962年誕生）
- ・1978年…401kと457プランが誕生（401kは1980年開始、所得控除ありで受取時課税）
- ・1981年…IRA（現トラディショナルIRA…70.5歳未満、所得控除ありで受取時課税）の対象者が一気に拡大（*70.5歳未満の収入のある居住者等へ）。それまでは職域年金のある場合は対象外。
- ・1986年…連邦公務員向けのTSP（The Thrift Savings Plan）が誕生
- ・1996年…SIMPLE IRA・SIMPLE 401kが誕生（*SIMPLE…Savings Incentive Match Plan for Employees of Small Employers、100人以下の企業に要件等を簡略化した確定拠出制度）
- ・1996年…日本のジュニアNISAの参考ともなる529プラン（教育資金積立制度）が導入。2014年末に2239億ドル/約27兆円、投信保有率95.8%とDC（45.1%）の倍以上で投信残高増に寄与。
- ・1997年…ロスIRA誕生（1998年開始、年齢制限なしで所得控除なしで受取時非課税）。2014年末に（トラディショナル）IRAが6兆4210億ドル/約769兆円であるのに対して、ロスIRAは5500億ドル/約66兆円。
- ・2003年…401kで金融機関アドバイス可に（*2001年のエンロン・ショックで退職金を失う問題続出のため）
- ・2006年…401kにおいてロスIRAのような受取時非課税のロス401kが可に（70.5歳未満）
- ・2007年…新403b（*403bは1958年誕生、401kのようなものは2007年誕生で2009年開始）、401kが原則義務化、401kのデフォルト商品がターゲット・デート・ファンドやバランス型ファンド等が原則に
- ・2014年…myRA（my Retirement Account）。年齢制限なしで所得控除なし受取時非課税（少額のロスIRA）。残高が15000ドルもしくは30年経過でロスIRAに移行。投信等可能なロスIRAと違い米国債のみ。

図表⑨ 日本の個人型DCと米国の(トラディショナル)IRAとロスIRA

2015年9月30日

項目	 個人型DC (個人型401k)	 トラディショナルIRA/Traditional IRA (Traditional Individual Retirement Accounts、 個人退職勘定)	 ロスIRA/Roth IRA (Roth Individual Retirement Accounts、 個人退職勘定)
制度を利用可能な者	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員 ③企業型年金の加入者*、公務員等共済加入者*、専業主婦/主婦等第3号被保険者(2017年1月以降の見込み) *規約に定めた場合。	70.5歳未満の収入のある居住者等 *主として企業年金プランのない自営業者等の為のものだが、企業年金プランのある従業員でも加入可(制限あり)	年齢制限なしの収入のある居住者等で、夫婦合算で16万ドル(約1600万円)未満の所得(単身は11万ドル未満) *70.5歳以上の人、住宅購入や高等教育等目的のある人、企業年金プランでトラディショナルIRAで制限のある人、退職時に非課税としたい人等向け
非課税対象	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除)、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、受取時実質非課税(年金控除)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除)~高所得者は非課税でなくなる場合もあり~、運用時非課税、受取時課税(通常所得)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除なし)、運用時非課税(5年以上)、受取時非課税
非課税投資枠	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等…年81.6万円(月6.8万円)を上限 *国民年金基金の限度額と枠を共有 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員…年27.6万円(月2.3万円)を上限 ③企業型年金の加入者*…他に企業年金がない場合年24万円/ある場合年14.4万円、公務員等共済加入者…年14.4万円、専業主婦/主婦等第3号被保険者…年27.6万円(2017年1月以降の見込み) *加入が可能であることを規約に定め、加入者がマッチング拠出を行っている場合。企業型DCの拠出限度額は上記の個人型DCの拠出限度額相当分だけ引下げとなる。	毎年、5500ドル(約55万円)、50歳以上は6500ドル(約65万円)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 *401k積立金は転退職時に移管可(ロールオーバーIRA)、*ロスIRAと合算	毎年、5500ドル(約55万円)、50歳以上は6500ドル(約65万円)を上限(2013年) *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 トラディショナルIRAと合算
投資可能期間	10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61~65歳まで	70.5歳まで	5年以上
非課税期間	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	70.5歳の給付時まで	給付時まで
途中売却	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61~65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人年金運用指図書2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。	原則59.5歳まで途中引き出し不可(拠出は70.5歳まで可能で70.5歳からは強制的引き出し) *死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万ドル)、高等教育費用は引き出し可だが、それ以外で59.5歳未満であると10%のペナルティ課税	5年以上経過、59.5歳以上で引き出し可(70.5歳からの強制的引き出しなし) 加えて死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万ドル)、高等教育費用、医療支出・保険料(制限あり)等でも引き出し可 それ以外で59.5歳未満であると10%ペナルティ課税
損益通算	不可	不可	不可
口座開設数	一人一口座	一人一口座 *ロスIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)	一人一口座 *トラディショナルIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)
導入時期	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *個人型は2002年1月から実施	1974年(企業型確定拠出年金の401kは1981年)	1998年1月1日 *ロスというのはデラウェア州上院議員(共和党)William Victor Roth氏(1921年~2003年)による提案のため
加入者数	約21万人/日本の全労働力人口に対する比率0.3%(2015年3月末現在)	3110万世帯/米国の全世帯に対する比率25.3%(2014年半ば現在) *別のIRAとの重複あり。	1920万世帯/米国の全世帯に対する比率15.6%(2014年半ば現在) *別のIRAとの重複あり。

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会、米国の内閣蔵入庁/IRS、米投信協会/ICIより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

(本稿の内容は筆者の個人的な見解であり、筆者の所属する会社を代表するものではない。)

略歴: 1959年生まれ。静岡大学人文学部経済学科卒。日興アセットマネジメントのファンドマネジャー、リッパラー・ジャパン(ロイター・ジャパン)のアナリスト、ドイチェ・アセット・マネジメントのストラテジスト、国際投信投資顧問の投信調査室長などを経て2015年7月より現職。1987年より公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員。

著書: 日本実業出版社「本当に知りたい投資信託 儲け・手数料・評価のしくみ」(2007年)、青春出版社「図解『為替』のカラクリ」(2003年)、同「図解『為替』のカラクリ 賢く増やす! 外貨投資入門編」(2006年)、など。